

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

目次

- ◇規 則 子宮ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則
- ◇正 誤 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正
昭和五十二年三月二十八日付鳥取県公報号外第十五号中訂正

規 則

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十三号

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則（昭和四十三年四月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「子宮ガン」を「子宮がん」に改める。

第一条及び第二条中「子宮ガン」を「子宮がん」に改める。

第三条の表中「子宮ガン」を「子宮がん」に、「千五百円」を「千八百円」に、「七百五十円」を「九百円」に改める。

第四条中「子宮ガン」を「子宮がん」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

別記様式中「~~子宮ガン~~」を「~~子宮がん~~」に、「~~千五百円~~」を「~~千八百円~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十四号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の成人病検診の項及び胃がん集団検診の項中「胃がん」を「胃がん及び子宮がん」に改める。

別表の一の項中「二百三十四円」を「二百四十円」に、「三百六十円」を「三百六十二円」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十六号

昭和五十二年三月鳥取県告示第三百七号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和五十二年四月一日から施行する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号中「九十円」を「九十六円」に改め、第二号のハ中「胃ガン」を「胃がん」に、「八百円」を「千円」に改め、同号に二として次のように加える。

ニ 子宮がん集団検診 一件につき 九百円

正 誤

昭和五十二年三月二十八日付鳥取県公報号外第十五号中誤りがあつたので、訂正する。

頁 四 段 上 行 終わりから三

誤

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五）
正

3 前項の規定による廃止前の鳥取県立高等看護学院管理規則の規定により鳥取県立鳥取高等看護学院に入学を許可された者で、この規則施行の日の前日において現に在学しているものは、それぞれ鳥取県立鳥取看護専門学校の見護学科の相当学年の生徒とみなす。

4 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五）
頁 十五 段 上 行 終わりから四

誤

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五）
正

2 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号）附則第二項の規定による廃止前の鳥取県立高等看護学院管理規則（昭和三十九年十二月鳥取県規則第五十九号）の規定により鳥取県立倉吉

高等看護学院に入学を許可された者で、この規則施行の日の前日において現に在学しているものは、鳥取県立倉吉総合看護専門学校(第二看護学科)の相当学年の生徒とみなす。この場合における学年、学期その他生徒の取扱については、知事が別に定めるところによる。

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五